

(一社) 山口県サッカー協会第1種委員会<社会人>における サッカー活動の再開に向けたガイドライン

目次

■はじめに	P. 1
■「県社会人 サッカー活動の再開に向けたガイドライン」について	P. 2
1 ガイドラインの構成	
2 ガイドライン策定の基本方針	
3 ガイドラインの運用方針	
4 活動再開の基準(目安)	
■各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について	P. 4
■事業・活動実施時の感染防止策について	P. 7
1 事前の対応	
2 会場における感染防止対策	
3 事後対応	
■新型コロナウイルスの影響下における県社会人主催の競技会・試合運営の手引き	P. 12
I 地域の状況に応じた競技会・試合開催の判断基準	
II サッカー競技会開催時の感染防止策について	
1 事前の対応	
2 競技会会場における感染防止対策	
3 事後対応	
4 県社会人チェックシート等様式	
■(参考)各団体が発出する各種方針・ガイドライン等	P. 22

■はじめに

2020年の初めより感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、社会・経済活動が停滞する中、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、政府の方針等に基づいて、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められており、日本スポーツ協会や日本オリンピック委員会、JFA等においても、各種統括団体向けのガイドラインが策定・公表されているところである。

(一社)山口県サッカー協会第1種委員会<社会人>(以下「県社会人」という。)におけるサッカー活動の再開に向けたガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、こうした政府や県の方針及び「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(47都道府県サッカー協会/9地域サッカー協会向け)(以下「JFAガイドライン」という。)に基づき、サッカー活動を再開するに当たっての道筋や基準を整理し、また、事業再開時及び再開後における感染拡大予防のための留意点を「手引き・チェックリスト」としてまとめたものである。

県社会人に属する各チームにおいては、本ガイドラインを原則遵守するとともに、必要に応じ、各チームの特性に応じた手引きやチェックリストの作成等をお願いするものである。また、県社会人が主催する競技会等開催のための運営組織においても、本ガイドラインを原則遵守することとする。

なお、本ガイドラインは現段階のJFAガイドラインや県の方針、得られている知見等に基づき作成したものである。今後、これらが改定された場合には、本ガイドラインについても逐次見直すことがあり得ることに留意をお願いする。

※JFAガイドライン：https://jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf

1 ガイドラインの構成

①活動再開の基準

J F Aガイドラインに示された各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方を記載するとともに、当該考え方や県内及び隣接県における新型コロナウイルス感染状況、県の方針等を踏まえ、活動レベル及び各レベルにおける活動の内容や範囲を設定

②活動再開時の留意点（各種手引き・チェックリスト）

J F Aガイドラインに示された活動再開時の留意点を記載するとともに、当該留意点や県社会人の状況を踏まえ、各活動レベルにおいて活動を実施する際に準備しておくべき事項、配慮すべきポイント等を整理

2 ガイドライン策定の基本方針

策定にあたっては、①～④については、J F Aガイドラインと同じ項目を掲げ、⑤については地域とともにサッカー競技があるという観点（地域のCOMMONSENSEを考慮）から掲げた。

①安全最優先

生命・健康の安全を最優先とし、感染拡大のリスクを最大限に排除した、選手・チーム、指導者、審判、運営スタッフ、それらの方のご家族等サッカーファミリー全体が安全に活動できる環境を提供する。

②不当な扱い・差別等の禁止

地域の感染状況で生じる活動差をもって選手やチームを不当に扱うことはなく、感染状況に起因する一切の差別や誹謗・中傷の発生を許容しない。

③リスペクト

関わる全ての方を大切に思い、困難な状況にあるサッカーファミリーに手を差し伸べ、笑顔あふれるサッカー環境を再構築すべく全力を尽くす。

④「新しい日常」・「新しい生活様式」への適応

B e f o r e コロナの「日常」が即座に戻ることは無いということを前提に、置かれた状況の正確な分析・理解に基づくガイドラインを設計する。

⑤国や県等の行政機関からの要請事項の考慮

国や県等からの活動等に係る方針や要請内容、県有等施設からの管理上の方針等を踏まえ、県民に不安感を与えないようにする。

3 ガイドラインの運用方針

本ガイドラインについては、以下の考え方に基づき運用されるものとする。

<本ガイドラインの拘束力>

本ガイドラインはあくまで、県社会人の活動再開及び各時点において実施し得る活動について、目安として参照すべき留意点等をまとめたものである。そのため、

他の組織やチーム等の活動に対して拘束力を持つものではないものであること。

<本ガイドラインの適用の優先度>

本ガイドラインは主に政府及び県の方針や上位団体が作成する指針に基づき、県社会人主催の競技会（注）運営委員会（以下「競技会運営委員会」という。）やチーム等が活動する際に参考にするために作成したものであることから、その適用にあたっては、その時点での政府及び県・市町の方針や上位団体が作成するガイドラインが優先されるものとする。

※中国リーグ等をはじめとする中国サッカー協会による競技会やリーグの開催・運営においては、当該団体が別途作成するガイドライン等がある場合はそれらが優先されるものであること。

（注：競技会とは、各種大会やリーグ戦等のことをいう。）

<運用の際の留意点>

競技会運営委員会やチーム等においては、事業や活動を実施する際には、まずは、当該地域での県や市町の方針や指導を遵守するとともに、選手等の安全を最優先として、活動の開始時期や事業実施の可否について判断するようにお願いをする。

なお、競技会の開催については、県社会人において協議（※）の上、最終判断をすることとなる。

※この場合の協議メンバーは、県社会人委員長が副委員長、事務局長、県リーグ委員長と相談し決定した者とする。

<本ガイドラインの改定>

本ガイドラインは、政府や県の方針、上位団体の示すガイドラインに変更があった場合及び県社会人が必要と判断した場合に改定を行うものとする。

4 活動再開の基準（目安）

～ 略 ～

※JFAガイドライン「4 活動再開の基準（目安）」に同じ

■各種活動の再開に当たっての共通の留意事項について

各種活動の再開に当たって、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が作成する「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会作成の「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に掲げられる「基本的考え方」に基づき、JFAがJFAガイドラインに各事業の実施におけるポイントを共通の留意事項として整理したものをそのまま記載した。

競技会運営委員会並びに各チームの責任者は、当該共通の留意事項を念頭に置きつつ対応することをお願いするものである。

また、競技会運営委員会及び各チームの責任者は、感染拡大防止に向け、当該共通の留意事項とは別に、本県の状況等も踏まえ、県社会人が示す手引きやチェックリストの内容に従い、あるいは適宜参考しながら対応するものとする。

なお、競技会等の運営をはじめとする活動の再開においては、当該活動が実施される県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷った場合は、JFAに問い合わせるとともに、県の所管課や開催する施設を有する市町のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談するものとする。

<参加者の安全を最優先にした行動を>

本ガイドラインの基本方針にも「安全最優先」として掲げる通り、再開にあたっては、何よりもまず参加者の人命や健康を最優先にした事業の計画・実行を行うものとする。また、緊急事態宣言が解除された地域や知事等から自粛要請が解除された地域においても、感染予防に向けて取り得る十分な環境が整えられない場合は、参加者・スタッフの安全を第一にして、競技会等の延期や中止の判断を積極的に行うものとする。

<不当な扱い・差別等を許容しない>

現在、残念ながら、国内外で感染者や診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別、誹謗中傷の例が複数報告されているが、県社会人では、このような差別等（※）の発生を一切許容せず、断固たる姿勢で臨むこととする。現場やSNS等でこうした事象が発生した場合は決して容認することなく強い態度で制止し、行為が続くようであれば毅然とした対応を取ることとする。

なお、こうした差別等の予防という観点でも、イベント等参加者に新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の個人情報等の取り扱いには十分配慮することとする。

※ここでいう「差別等」には、活動現場やSNS上での感染者等に対する差別的な発言・態度のようなものだけでなく、例えば、コロナ感染を避けるために選手がチーム活動への参加を、もしくは、チームが競技会等への参加を一時的に

辞退するや辞退したことを理由として、チームの指導者が当該選手を、または、県社会人や競技会運営委員会が当該チームを不当に扱うことなども含む。

＜各活動レベルにおける事業・活動の実施の考え方（「JFAガイドラインより」）＞

活動レベル1：当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域

複数名が特定の場所へ集合することを伴うすべての事業・活動の実施を自粛してください。政府や自治体の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密（※）を避けるなど、自己感染を回避するとともに他人に感染させないよう徹底しましょう。

※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）という3つの条件

活動レベル2：当該都道府県が感染拡大注意の対象地域

少人数のものも含め、政府・都道府県知事からの自粛要請に基づき適切な対応が求められます。特に参加者が都道府県をまたいで移動する事業・活動については、自粛してください。各都道府県知事によるイベントの開催制限が解除となった場合は、比較的小規模（※）な事業について、十分な感染対策を講じた上で都道府県FA主催事業の実施が可能となります。尚、観客や聴衆が想定される事業については原則無聴衆・無観客とし、参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

※「比較的少人数」とは、例えば、対象となる活動・イベントに参加する人数が「最大でも50人程度」と想定されます。

活動レベル3：当該都道府県が感染観察であり、他地域で政府の3区分が混在

大規模な事業・活動の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討してください。参加者数は、屋外についての目安は、上限200名以下、かつ人と人の距離を十分に確保（2mほど）することが必要です。また、屋内については、参加者数は100名以下、かつ定員の50%以下が開催の目安となります。同一地域内の都道府県が全て「感染観察」で、且つ事業主体FAの自治体首長によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で地域FA主催事業の開催が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル4：全ての都道府県が感染観察の対象地域

各都道府県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、事業主体FAが十分な感染対策を講じた上でJFA主催全国大会開催が可能（一部制限を含む可能性あり）となります。参加チームは

移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

活動レベル5：全ての都道府県で感染観察状態が解消

事業主体FAが十分な感染対策を講じた上で全国的規模のJFA主催事業の完全実施が可能となります。参加者は移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことが求められます。

■事業・活動実施時の感染防止策について

事業・活動実施時の感染防止策について、試合をはじめ様々な事業を実施するに当たってのあらゆる角度からの参考となるよう、JFAガイドラインに記載されている感染防止策及びチェック項目、事後対応等の内容（具体的には「1. 事前の対応 2. 会場における感染防止対策 3. 事後対応」）をそのまま以下に示すこととした。

なお、県社会人は、当該内容を踏まえつつ、必要性や競技会等の状況等考慮し、必要なチェックリストを作成し、感染防止策に取り組むこととする。

1 事前の対応

事業主体F Aは、事業実施会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加者に対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求めることが重要です。競技会などにおいてはF A及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、イベント等の事前、当日、事後に互いが連絡を取り合える環境を構築してください。

参加者への連絡事項

事業主体F Aがイベント・競技会等への参加者に対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、以下の項目が挙げられます。F Aの感染対策責任者は適切な手段により参加者やチームの感染対策責任者に事前に連絡をとり、以下の項目を伝えてください。また運営に関わる役員、会場スタッフ、ボランティア、メディアその他関係者全員に対しても同様に事前伝達してください。

なお、以下の項目の実行が難しいと判断された場合は、開催都道府県において集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、イベント等の中止・延期を検討頂くようお願いいたします。

- (1)以下の事項に該当する場合の自主的な参加の見合わせ（イベント等当日に書面にて確認）
 - ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- (2)イベント等参加者全員のマスク着用
- (3)事業主体F Aが示す注意事項の遵守
- (4)スポーツイベント終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合の速やかな報告
- (5)イベント中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況の記憶（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に役立ちます）

2 会場における感染防止対策

事業主体F Aは、以下の点に留意して会場の設営・運営を行ってください。

(1) 諸室・テント等イベント等で使用する諸室等において、以下の対応を行ってください。

- ・各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ・全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。
- ・ドリンクを冷やすためのアイスボックス・イベントクーラーは使用しない。
- ・飲食売店の運営は、安全対策に十分配慮した上で判断する。運営する場合は、ドブ漬けを使用したドリンクの販売は行わない。また、アルコール類の販売も当面は行わない。
- ・座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあけ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- ・喫煙所は設けない。

(2) 手洗い場所 イベント参加者や関係者が手洗いをこまめに行えるよう、以下の対応を行ってください。

- ・手洗い場にはポンプ型の液体または泡石鹸を用意する。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ・アルコール消毒液を設置する。

(3) トイレ トイレについても感染リスクが比較的高いと考えられることから、事業主体のF Aは、以下の対応を行ってください。

- ・便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・手洗い場にはポンプ式液体または泡石鹸を用意する。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をする。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する。（布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

(4) 更衣室・ロッカールーム イベントや競技会で更衣室やロッカールームを使用する場合、3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高くなります。事業主体F Aは、これを踏まえ、更衣室・ロッカールームについて以下の準備を行ってください。

- ・広さにはゆとりを持たせ、利用者同士が密になることを避けること。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- ・室内又はスペース内で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロ

ツーカーの取手、テーブル、椅子等)については消毒する。

- ・換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を常時開放して換気を行う。

更衣室等利用者の注意事項

- ・利用者はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・利用者はロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・利用者はシャワーを交代で使用し、密集を避ける。

(5)参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

事業主体F Aは、イベント等の参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

- ①十分な距離の確保 競技の種類に関わらず、運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（2 mが目安）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。
また、マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。
- ②位置取り走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。
- ③その他
 - ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。
 - イ タオルの共用はしないこと。
 - ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。
 - エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(6)メディア対応における注意事項

- ・イベント等の取材申請を事前に締め切ることにより、会場に合わせた3密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、取材者に事前に感染防止対策を周知できます。
- ・イベントを取材するメディアに対しても、1. 事前の対応「参加者への連絡事項」に記載されている内容を遵守するように事前に伝えてください。
- ・代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整し、取材者は取材対象者から2 mの距離を、取材者同士は最低1 m間隔を保つよう声がけをしてください。
また、できるだけ短時間で取材を終えるよう、取材者に対して事前に依頼してください。

- ・健康チェックシート（※）を事前に送付し、当日受付で提出してもらってください。
- ・競技会におけるメディア対応の詳細については、別途作成する「新型コロナウイルス影響下における競技会・試合運営の手引き」をご確認ください。

※健康チェックシートへの記載事項

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先
(電話番号、Email アドレス※個人情報の取扱いに十分注意)
- ② イベント当日の体温
- ③ 競技会前2週間における以下の事項の有無
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・臭覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
 - ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(7) ゴミの廃棄方法

イベント会場等で発生したゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用してください。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄してください。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒してください。

(8) 夏季における熱中症予防に向けた留意点

気温が高くなる夏季においては、各諸室の窓やドアの開放、参加者にマスク着用を義務化することなどにより、熱中症を発症するリスクが高まることから、感染拡大防止に向けた取組に併せて熱中症の予防も行う必要があります。事業主体 F A は、「スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について

(https://www.japansports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/covid/jspo_heatstroke_covid20200521.pdf)」を参照するとともに、政府が示す「新しい生活様式

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)」における熱中症予防行動のポイントに基づく下記の点などに留意して各種活

動を実施してください。

①マスクの着用

マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）の着用時は、マスクを着用していない場合と比べると、心拍数や呼吸数、体感温度の上昇など、身体に負担がかかることがあるため、参加者に対してはこうしたリスクを周知するとともに、こまめな水分補給を心がけることを徹底してください。また、高温や多湿といった環境下では、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクを外しても構わない旨アナウンスをしてください。

②エアコンの使用について

諸室等においてエアコンを使用する場合も、新型コロナウイルス対策のためには、冷房時でも窓開放や換気扇によって換気を行う必要があります。換気により室内温度が高くなる場合があるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしてください。

③涼しい場所への移動について

参加者に対しては、少しでも体調に異変を感じたら、速やかに涼しい場所に移動するようアナウンスしてください。なお、会場の関係で、医務室等の諸室にすぐに入ることができない場合は、屋外でも日陰や風通しの良い場所への移動を促せるよう事前の準備をしておいてください。

(9)その他

これら(1)～(8)を実施しても感染リスクをゼロにすることはできません。事業主体のFA及び参加チームは、その点を理解した上で、各イベント等の実施や参加をしていただくとともに、関係者への周知を行ってください。

また、特に夏場においては、各諸室の窓、ドアの開放、参加者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まります。こまめな水分補給を心掛けましょう。

3 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、イベント等当日の参加者から取得した書面や健康チェックシートを、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにしてください。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

■新型コロナウイルスの影響下における県社会人主催の競技会・試合運営の手引き

本手引きは、政府から示された新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針、新型コロナウイルス感染症の状況分析・提言を踏まえ、サッカー競技会開催にあたっての基準や感染防止のための留意点を、日本スポーツ協会の指針を参考に、JFAがサッカー競技会・試合の特性を踏まえ、JFAガイドラインに示した事項、県等の対応方針、県社会人の状況等を参酌し、県社会人がまとめたものである。

- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針」（2020.5.14）
- ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.14）
- ・（公財）日本スポーツ協会「スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて」（2020.5.14）

□ JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン（47都道府県サッカー協会/9地域サッカー協会向け）（第2版 2020.6.12）

□ 県民の皆様・企業の皆様へのお願い（山口県 2020.5.29）

新型コロナウイルスの感染が認められる状況下において競技会・試合を開催する際には、以下の条件が揃うことがポイントとして考える。

- ① 競技会の会場となる施設等を有する県や市町の方針に従う。
- ② 参加チームが所在している都道府県が本県を含めた都道府県間の移動を認めている。
- ③ 参加するチームの選手全員が試合に向けたコンディションが整っている。
- ④ 競技会に関わる関係者、参加チームの選手・スタッフが日常において「新しい生活様式」に従って感染対策を実践している。
- ⑤ 競技会会場において県社会人及び競技会運営委員会が十分な感染防止対策を実行できる。

以下、競技会等開催において留意すべき事項、準備すべきポイントについての記載事項について、競技会運営委員会や参加チームは原則従うとともに、様々な状況等を踏まえた上で競技会運営やチーム運営を行うこととする。

また、本ガイドラインに記載のないトレーニング再開に向けた留意点（チーム・指導者向け）講習・研修会開催に係る新型コロナウイルス対応チェックリスト等については、JFAガイドラインに従うものとする。

I 地域の状況に応じた競技会・試合開催の判断基準

◆活動レベル1：緊急事態宣言の対象県となった場合

競技会・試合の開催は自粛する。政府や県市町の要請に従って基本的な感染予防を実施するとともに不要不急の外出の自粛、三つの密（※）を避けるなど、自己感染回避するとともに他人に感染させないよう徹底する。

※三つの密：①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）②密集場所（多くの人が密集している）③密接場所互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件

◆活動レベル2：緊急事態宣言解除地域：感染拡大注意の対象県となった場合

少人数のものも含め、政府・県知事等からの自粛要請に基づき適切な対応が求められる。特に都道府県をまたいでチームが移動する競技会・試合については、自粛の検討をする。県知事によるイベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で県社会人主催の競技会開催は可能。なお、原則無観客試合とし、参加チームには移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことを求める。

◆活動レベル3：緊急事態宣言解除地域：感染観察の対象県となった場合

大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期を検討する。参加者数（参加チーム、競技会関係者）は最大でも上限100名以下、かつ定員の50%以下が開催の目安とする。中国地方の県が全て「感染観察」で、かつ本県及び市町主催イベントの開催制限が解除されている場合は、十分な感染対策を講じた上で中国サッカー協会等主催競技会開催を可能とする。なお、観客エリアにおける十分な感染防止対策が整わない場合は、無観客試合とする。参加チームには移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことを求める。

◆活動レベル4：緊急事態宣言完全解除：感染観察の対象県となった場合

県知事によるイベントの開催制限、他県への移動制限が全ての都道府県において解除となった場合は、県サッカー協会や県社会人等が十分な感染対策を講じた上でJFA主催全国大会開催も可能とする。なお、観客エリアにおける十分な感染防止対策が整わない場合は、無観客試合とする。参加チームには移動中の感染リスク対策をしっかりと行うことを求める。

【活動再開に当たっての特記事項】

県社会人は、政府から移動自粛要請がなされていなくても、本県及び本県各市町、近県の行政機関の長から、移動（本県から移動すること、本県等へ移動すること）に関して、自粛要請がなされている市町等に居住している者については、参加の自粛を含め慎重な検討を要請するものであること。

参考例：令和2年（2020年）5月29日時点での北九州市

※当該要請は令和2年（2020年）6月18日まで

II サッカー競技会開催時の感染防止策について

1 事前の対応

県社会人及び参加チームはそれぞれ感染対策責任者を設置し、事前、試合日、事後に相互に連絡を取り合える環境を構築しておくこととする。

なお、感染対策責任者は、県社会人は委員長、参加チームについては、チームにお

いて指名等をしない場合はチーム代表者とする。

県社会人は、会場において感染防止対策に向けた準備を行うとともに、参加チームに対し、感染防止のために選手・スタッフが遵守すべき事項を明確にして事前に連絡し協力を求める。参加チームの感染対策責任者は、選手やスタッフに対し、体温と体調については、競技会等の有無に係わらず、常に（毎日）記録するよう指導することとする。

(1) 参加者への連絡及び遵守事項

県社会人が参加予定チームの選手・スタッフ、マッチオフィシャル、メディアに対して事前に求める感染拡大防止のための措置として、県社会人感染対策責任者は参加予定チーム感染対策責任者、運営に関わる役員、会場スタッフ、審判員（含む審判指導者）、その他関係者全員に対して、以下の項目事前伝達するものとする。また、事前連絡のあったメディアに対しては、必要な項目を競技会等開催前に可能な限り伝えることとする。

①以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる

- ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ・同居家族や身近な人に感染が疑われる者がいる
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②参加者全員がマスクを着用

③参加者全員による個人健康チェックリスト（様式2-①または2-②）作成とチーム感染対策責任者によるチーム健康チェックシートの作成（様式1）及び提出

▽参加チームについて

- ・参加チーム感染対策責任者は、個人健康チェックシート（様式2-①）で、参加する選手及び役員の健康状態を確認し、チーム健康チェックリスト（様式1）をまとめ、競技会等の当日、県社会人感染対策責任者に提出する。
- ・個人健康チェックシート（様式2-①）は、県社会人等の要請に応じていつでも提出できるよう、参加チーム感染対策責任者（チーム代表者）が個人情報に留意し保管しておくこと。
- ・参加チーム用新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式4）については、その必要性、競技会やチームの状況等も踏まえ、最大限活用し、感染防止策に役立てるものとする（現時点において、当該リストについては県社会人感染対策責任者への提出義務ないが、高い意識を持ち積極的な活用を図ること）。

【選手等の健康管理の流れ】

2週間～当日

- ・選手は個人健康チェックシート（様式2-①）を記入し、チーム感染対策責任者に提出（※様式はチーム感染対策責任者から配付）

当 日 ～

- ・ チーム感染対策責任者は選手から提出のあった同シートの内容を確認し、チーム健康チェックリスト（様式1）を作成し、県社会人感染対策責任者に提出
- ・ チーム感染対策責任者は選手等に感染の有無等について適宜確認するとともに、感染があった場合の速やかな連絡について指示
- ・ チーム感染対策責任者は感染が確認された場合、県社会人感染対策責任者に遅滞なく連絡
- ・ チーム感染対策責任者は個人情報に留意し同シートを保管（1ヶ月間程度）、この間において感染等がなかったことを確認後、個人情報に留意し同シートを廃棄

▽役員、会場スタッフ、審判員（含む審判指導者）について

- ・ 個人健康チェックシート（様式2-②）に必要事項を記載し、競技会等の当日、県社会人感染対策責任者へ提出する。

【役員等の健康管理の流れ】

2週間～当日

- ・ 役員等は個人健康チェックシート（様式2-②）を記入し、当日、県社会人感染対策責任者に提出（※様式は県社会人から配付）

当 日 ～

- ・ 県社会人感染対策責任者は役員等から提出のあった同シートの内容を確認
- ・ 県社会人感染対策責任者は役員等に感染の有無等について適宜確認するとともに、感染があった場合の速やかな連絡について指示
- ・ 県社会人感染対策責任者は個人情報に留意し同シートを保管（1ヶ月間程度）、この間において感染がなかったことを確認後、個人情報に留意し同シートを廃棄

▽競技会運営委員会等について

- ・ 競技会運営委員会用新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式3）及び使用施設等新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式6）については競技会運営委員会が、審判員・審判指導者用（試合参加時）新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式5）については県審判委員会が、その必要性、競技会等の状況なども踏まえ、最大限活用し、感染防止策に役立てるものとする（現時点において、当該シートについては県社会人感染対策責任者への提出義務はないが、積極的な活用を図ること）。

④競技会等に参加する上で県社会人が示す注意事項（注①）を遵守及び配慮する。

⑤競技会等中に誰とどのくらいの距離で何分くらい話したか、その時にマスクを着用していたかなど、他人との接触状況を記録しておくことを推奨する（感染者発生発覚の際の濃厚接触者特定に活用）。

※個人健康チェックシート（様式2-①、②）には以下の事項を記載

（個人情報取り扱いに十分注意）

①氏名、生年月日、住所、連絡先（電話番号、Emailアドレス）

②参加する競技会等の1週間前から当日までの体温

③競技会前2週間における以下の事項の有無

（「有」の場合には、参加等の見合わせを要請。）

- ・平熱を超える発熱
- ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪症状
- ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- ・臭覚や味覚の異常
- ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

注①：現時点での注意事項について

- ・糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある者、人工透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者については、新型コロナウイルスに感染した場合に重症化する可能性があるため、当該者の参加については、参加チーム感染対策責任者が慎重に判断することへの要請。
- ・活動再開に当たっての特記事項に記載している内容。

(2) 監督会議／代表者会議、マッチコーディネーションミーティング（MCM）

監督会議／代表者会議、MCMは、必要最低人数、短時間で開催するなど、3つの密を避ける工夫をする。

2 競技会会場における感染防止対策

競技会運営委員会は、以下の点に留意して会場の設営、競技会運営を行うものとする。

(1) 本部（運営室）

運営諸室において、以下の対応を行う。

- ・各部屋にアルコール消毒液を設置する。
- ・必要に応じ体温測定ができるよう体温計を用意する。
- ・全てのドア及び窓を開け、3つの密が発生する環境を阻止し、ドアノブを介した接触感染を防ぐ。なお、協議や事情聴取時等については、周りの状況も十分に配慮し実施する。
- ・ドリンクを冷やすためのドブ漬けは使用しない。

- ・座席を設置する際に前後左右1.5～2m間隔をあげ、お互いが正面に座らないよう配慮する。
- ・喫煙所は設けない。

(2)本部（審判控室）

競技会運営委員会は、審判控室について、以下の準備を行うものとする。

- ・広さにはゆとりを持たせ、審判員同士が密になることを避ける。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- ・室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については消毒する。
- ・換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う。

審判員の注意事項

- ・審判員はマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・審判員は審判控室の滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・審判員はシャワーを使用する場合は交代とし、密集を避ける。
- ・審判員同士のミーティングは会場で3密とならないスペース等を探して実施する。
- ・アルコール等の消毒資材が準備されている場合は、使用後の室内を消毒する。

(3)ロッカールーム

ロッカールームは3つの密が揃うため、感染リスクが比較的高いと考えられる。競技会等委員会は、ロッカールームについて、以下の準備を行うものとする。

しかし、当該準備ができない場合は、事前説明の上、ロッカールームを使用させないようにする。

- ・広さにはゆとりを持たせ、選手同士が密になることを避ける。
- ・ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する、別室を用意する、または外部にテントを設置する措置を講じる。
- ・室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子、マッサージベッド等）については消毒する。
- ・一日に同会場で複数試合を行う場合は、試合終了毎に利用者が消毒する。
- ・換気扇を常に回す、2つ以上のドア、窓を開けっ放しにして常時換気を行う。

チームの注意事項

- ・選手及びスタッフはマスクを着用し、会話を最小限に留める。
- ・選手及びスタッフはロッカールームの滞在時間を短くするため着替えに限定する。
- ・選手及びスタッフはシャワーを交代で使用し、密集を避ける。
- ・使用後は消毒をする。

(4) ベンチ

ベンチで間隔を空けて座れるよう、テント等で追加ベンチを可能な限り設置する。なお、暑熱対策についても十分に配慮することとする。

一日に同会場で複数試合を行う場合は、試合終了毎に、使用したチームがベンチの消毒を行うものとする。

(5) 来場者対応

感染観察都道府県において観客を入れる、または限定的に入れる判断は、県や市町の方針や施設所有者の方針に従うこととする。観客を入れるためには、運営エリアだけでなく入退場ゲート、観客席、コンコースにおいても感染防止対策が必要となることから、以下の項目の実行が難しいと判断した場合は、県において同規模の集会・イベントの開催が許可された状況下にあっても、無観客試合を検討するものとする。

事前通達

競技会に観戦者を入れる場合には、観戦エリアにおいて3つの密を避ける対応が求められる。以下の留意事項について、事前に参加チームやホームページ等を通じ周知することとする。また、無観客試合とする場合についても同様に周知を図ることとする。

- ・体調の悪い人は来場を控える。
- ・来場する際はマスクを着用する。
- ・大声での声援や大旗を使っての応援は行わない。
- ・場内ではそれぞれ2mの間隔を保ち、ハイタッチ、抱擁、肩を組むなどの行為は控える。

試合当日

競技会に観戦者を入れる場合には、以下の点に留意することとする。

- ・試合会場各所（入退場ゲート、トイレ等）にアルコール消毒液を設置する。
- ・入場ゲートに人員を配置し、体調の悪い人への観戦自粛を促すアナウンスを徹底する。
- ・喫煙所は設けない。
- ・場内アナウンス、電光掲示板等で、上記「事前通達」事項のアナウンスを随時行い、守らない方には直接注意する。
- ・注意しても改善されない場合は退場してもらうなどの措置を講じる。

(6) MCM等を開催する場合におけるチーム及び審判団への伝達事項

競技会運営委員会の感染対策責任者はMCMに出席し、運営に関わる注意事項、チームへの依頼事項として以下の項目を参加チームに伝えるものとする。

- ・試合前、試合後に相手チーム、審判団との握手は実施しない。
- ・両チームベンチへの挨拶を実施しない。
- ・エスコートキッズは実施しない。
- ・円陣はしない。

- ・倒れた選手に手を貸さない。
- ・得点時にハイタッチ、抱擁を行わない。
- ・ピッチ内でも咳エチケットを守り、つばを吐く、手鼻をかむなどの行為を行わない。
- ・口に含んだ水を吐かない。
- ・ボトルを共有しない。
- ・水・氷を溜めたクーラーボックスを共有しない。
- ・タオルを共有しない。
- ・ピッチ上でチームメイト、審判員と会話する際にも互いの距離についてしっかりと配慮する。
- ・ベンチではマスクを着用し、会話を控える。

※上述の伝達事項は、参加チームが競技会参加にあたり留意すべき事項でもある。

競技会参加にあたって、競技会運営委員会感染対策責任者から各チームの感染対策責任者に事前に伝達するようにする。

(7) メディア対応における注意事項

事前準備

競技会等の取材申請を事前に受けることにより、3つの密を避けるための取材者の人数調整が可能となり、更には取材者に対して事前に感染防止対策を周知することができる。なお、これまで県社会人では特段の事前申請等手続きを行っていないことから、事前の取材申込みや今後において事前申請を行うこととなった場合の留意事項を示す。

- ・試合会場の設備に合わせて、3つの密にならないように取材者の人数を事前に調整する。
- ・試合を取材するメディアに対しても、次に記載されている内容を遵守するように事前に伝える。
 - (ア) 以下の事項に該当する場合は自主的に来場を見合わせる。
 - ・体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ・同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる
 - ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
 - (イ) マスクを常時着用すること。
 - (ウ) 健康管理表を作成し入場時に提出すること。
 - (エ) 競技会に参加する上で県社会人や競技会運営委員会が示す注意事項を遵守すること。
 - ・取材申請時に健康管理表を送付し、当日受付で提出するよう伝えること。

試合会場のメディア設営

原則設置しない。

設置する場合は、競技者とメディアの不要な接触を避けるためのメディア動線を可能な

限り作成し、以下に最大限留意して設営を行うこととする。

- ・記者室や記者席、記者会見場では、各記者が前後左右1.5m～2m間隔で座ることができるよう、座席を配置する。
- ・記者室、記者会見場の入口にアルコール消毒液を設置し、全てのドア及び窓を開けっ放しにする。
- ・3つの密を回避できる部屋がない場合、記者室を設置しないことも検討する。この場合、取材するメディアに記者室がないことを事前に周知する。
- ・記者会見場の大きさに応じて記者の数を限定する。競技会会場に会見場がない、または3つの密を回避できない場合、感染リスクを回避できるスペースにミックスゾーンを設置してメディア対応する。
- ・ミックスゾーンにおいても換気を十分行い、取材中、選手取材者が2mの距離を保てるように、プラ柵等を設置する。

当日のメディア運営

個人健康チェックシート（様式2-③）について、可能な限り記載し提出してもらおうとともに、体温計を準備して、メディア受付時に検温の依頼をする。メディア受付時に以下の注意事項を伝えることとする。

- ・常時マスクを着用し、不必要な会話を控える。
- ・代表質問を行うなど、取材者の人数も必要最小限となるように調整する。
- ・選手との距離は2m以上取り、取材者同士も、最低1m間隔を保つ。
- ・できるだけ短い時間で取材を終える。
- ・個人健康チェックシート（様式2-③）の記載内容を含め、体調不良等が見られた場合には、理解を求めた上取材を断る。

(8) ゴミの廃棄方法

ゴミを収集する際は、マスクや手袋を必ず着用する。ゴミはビニール袋に入れて密閉して縛り、廃棄する。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

これら（1）～（8）を実施しても感染リスクをゼロにすることはできない。県社会人や競技会運営委員会、参加チームは、その点を理解した上で、競技会に参加することの周知を図ることとする。

また、各諸室の窓、ドアの開放、運営関係者及びチーム関係者全員にマスク着用を義務化することにより、熱中症を発症するリスクが高まる。こまめな水分補給を心掛けることについても周知を図ることとする。

なお、競技会等で使用した施設等の消毒などの実施については、参加チーム等の積極的な協力をいただきたい。

3 事後対応

万が一感染が発生した場合に備え、県社会人感染対策責任者は個人情報の取り扱いに十分注意しながら、競技会当日に参加チーム、審判員、メディア、運営関係者から提出された健康管理表を、保存期間（少なくとも1ヶ月）を明記した上で保存しておくようにする。参加チーム感染対策責任者（チーム代表者）は、個人健康チェックシート（様式2-①）を少なくとも1ヶ月は保存しておくようにする。

県社会人感染対策責任者は、競技会終了後3日以内に、各チームの感染対策責任者に連絡を取り、具合の悪い選手・スタッフがいないか確認することとする。

運営スタッフや参加チーム等の中から、競技会終了後14日以内に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、PCR検査を受けることとなった場合、濃厚接触者となった場合等については、保健所の指示に従うとともに、県社会人感染対策責任者は県協会にその旨を報告する（JFAには県協会から連絡）。

4 県社会人チェックシート等様式（別添エクセルファイル）

- チーム健康チェックリスト（様式1）
- 個人健康チェックシート（様式2-①、②、③）
- 競技会運営委員会用新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式3）
- 参加チーム用新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式4）
- 審判員・審判指導者用（試合参加時）新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式5）
- 使用施設等新型コロナウイルス対応チェックリスト（様式6）

以上

■（参考）各団体が発出する各種方針・ガイドライン等

発行元	方針・ガイドライン等
世界保健機関 (WHO)	Considerations for sports federations/sports event organizers when planning mass gatherings in the context of COVID-19: interim guidance (英語)
厚生労働省	「 新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針 」
	「 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 」
内閣官房	新型コロナ感染症対策本部資料 （内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP）
	「 緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について 」（2020.5.14）
	「 移行期間における都道府県の対応について 」（2020.5.25）
	業種別ガイドライン一覧 （内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HP）
文部科学省	学校再開に向けて （Q&A、通知等）
スポーツ庁	「 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン 」（2020.5.14）
日本スポーツ協会 日本障がい者スポーツ協会	「 スポーツイベント再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて 」（2020.5.14）
	「 スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（改訂版） 」（2020.5.29）
日本スポーツ協会	スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について
日本サッカー協会 (JFA)	JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン （47都道府県サッカー協会/9地域サッカー協会向け）
日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)	Jリーグ 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン
サッカー・ブンデスリーガ	TASK FORCE SPORTMEDIZIN/SONDERSPIELBETRIEB IM PROFIFUSSBALL （独語）
山口県	県民の皆様・企業の皆様へのお願い （2020.5.29）
	県民の皆様・企業の皆様へのお願い （2020.6.18）